

# 第1章 総説

## 1 - 1 目的

この技術指針は、福岡市節水推進条例（以下「節水条例」という）に基づき雑用水道を設置する場合における施設全般の計画，構造，施工及び管理に係る技術的基準に関し必要な事項を定めるものであり，これによって健全な雑用水道の運営，育成を図ることを目的とする。

## 1 - 2 用語の定義

この技術指針に用いる用語の意義は次に定めるところによるものとする。

### (1) 汚水

建築物等から生活，営業ならびに生産活動によって排出される排水で，水洗便器の洗浄排水を含むものをいう。

### (2) 雑排水

建築物等から生活，営業ならびに生産活動によって排出される排水で，水洗便器の洗浄排水を含まないものをいう。

### (3) 雨水

雨水利用処理施設において，処理対象とする水をいう。

### (4) 原水

雑用水道において，供給される雑用水の原料となる水（補給装置により補給される水を除く。）をいう。

### (5) 雑用水

水道水以外の水で水道水と比較して低水質のものをいう。

### (6) 再生水

雑用水のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において処理をした水を再利用する目的でその水質を向上させる処理をした水をいう。

### (7) 雑用水道

水洗便所の使用に伴う洗浄の用途その他の用途で福岡市節水推進条例施行規則で定

めるもの（以下「特定用途」という。）に使用する水として雑用水を供給する施設をいう。

#### 1) 個別循環型雑用水道

建築物からの排水を処理して得た水を当該建築物又は当該建築物の敷地若しくは当該敷地を含む一団の土地に存する建築物において雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

#### 2) 広域循環型雑用水道

再生処理施設から供給を受けた再生水（供給を受けた後において再生水を処理した水を含む。）を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

#### 3) 非循環型雑用水道

雨水その他の水（建築物等からの排水（雨水を除く。）及びこれを処理して得た水，再生水並びに水道水を除く。）を貯留し，又はこれを供給する施設から供給を受けた水を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

### （ 8 ）原水貯留槽

水処理設備で雑用水として製造される前の原水を貯留するための施設をいう。

### （ 9 ）水処理設備

雑用水道において，供給される雑用水を製造するための施設をいう。

### （10）貯留槽

水処理設備で製造された雑用水を貯留するための施設（（ 1 6 ）再生水利用設備の再生水受水槽を含む。）をいう。

### （11）補給装置

雑用水道において，原水の不足又は水質の悪化を防止するため，水道水その他の水処理設備において雑用水とするための製造を行う必要がない水を補給する施設をいう。

### （12）雑用水給水設備

貯留槽に貯留された雑用水を供給するための増圧装置，雑用水給水管、水使用機器及びこれらに附属する設備をいう。

### （13）再生処理施設

再生水を製造する施設で本市が設置するものをいう。

**(14) 再生水管**

再生水を再生処理施設から広域雑用水道に配水するため本市が布設する管をいう。

**(15) 再生水給水設備**

広域雑用水道のうち、再生水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具で再生水利用設備以外のものをいう。

**(16) 再生水利用設備**

広域雑用水道のうち、再生水受水槽、再生水受水槽以降の再生水給水管及び給水用具、高置水槽式における再生水揚水ポンプ及び再生水高置水槽並びに加圧タンク式における加圧ポンプ及び加圧タンク並びにこれらの附属品をいう。

**(17) 雨水利用処理施設**

雨水を雑用水として利用するために必要な処理を行う施設をいう。

**(18) 集水設備**

雨水を集水し、雨水利用処理施設まで搬送する設備の総称をいう。  
屋根（集水面）、雨水集水口（ルーフトレン）、集水横管・立て管からなる。

**(19) 雑用水使用水量**

給水対象建築物において雑用水として使用される水量で、雑用水道施設計画の基本となる水量をいい、計画1日雑用水使用水量、日平均雑用水使用水量、時間平均雑用水使用水量、時間最大雑用水使用水量、ピーク時最大雑用水使用水量がある。

**(20) 計画処理水量**

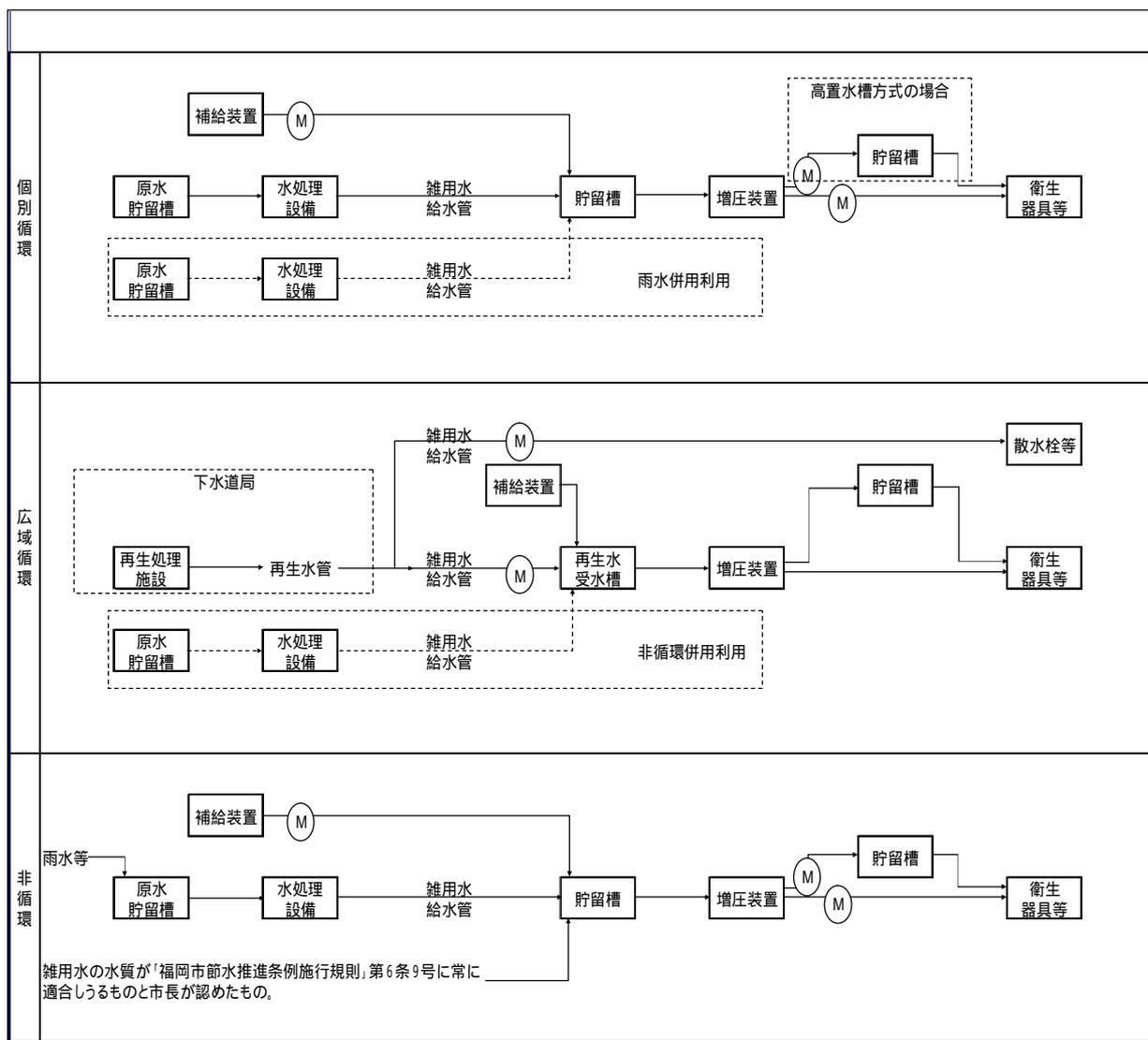
水処理設備の能力決定に用いる計画水量をいう。

**(21) 計画給水量**

雑用水給水設備の能力決定に用いる計画水量をいう。

## 雑用水道の名称

### 雑用水道の分類とフロー



注) 非循環型雑用水道、非循環併用型雑用水道については、下水道使用料算定の為計測メーターを設置すること。

### 1 - 3 適用範囲

この技術指針は、節水条例7条及び第8条に規定する雑用水道の施設に適用するものとする。

ただし、福岡市が実施する広域循環型雑用水道施設については、再生処理施設を除く施設に関する規定のみを適用する。